

大阪市汚泥処理施設整備運営事業  
落札者決定基準

令和4年4月

大阪市

## 目 次

第1 総則 .....	1
1 本書の位置づけ .....	1
第2 審査方式 .....	1
第3 審査の枠組み .....	1
1 事前資格審査 .....	1
2 提案書審査 .....	1
3 事業者の選定方法 .....	2
第4 落札者決定手順 .....	3
第5 事前資格審査 .....	4
第6 提案書審査 .....	4
1 基礎審査 .....	4
2 総合審査 .....	4
第7 落札者の決定 .....	7
1 落札者の決定方法 .....	7

## 第1 総則

### 1 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、大阪市（以下、「市」という。）が実施する「大阪市汚泥処理施設整備運営事業」（以下、「本事業」という。）の設計・建設及び維持管理・運営に関し、実施する事業者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体となるものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するに当たって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、本落札者決定基準で用いる用語は、別段の定義がある場合を除き、入札説明書において示す用語の定義と同一の意味を持つものとする。

## 第2 審査方式

本事業は、事業者には施設の形式や規模・台数など自由度を持った提案を求め、創意工夫や経験、ノウハウを活用することで、より効率的・経済的で有効性のある事業となることにも期待するものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の選定に当たっては、「設計・建設及び維持管理・運営に係るサービス対価の額」並びに「事業運営能力、設計・建設及び維持管理・運営能力等その他の条件」により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：地方自治法施行令第167条の10の2）を行う。

## 第3 審査の枠組み

審査は、「事前資格審査」と「提案書審査」の2段階に分けて実施する。

### 1 事前資格審査

事前資格審査では、応募者の参加資格要件について確認する。

### 2 提案書審査

提案書審査では、入札価格を確認した後、基礎審査（必須項目審査）及び総合審査（提案内容評価）の2段階により審査を行う。基礎審査において、入札参加者の提案内容が要求水準を満たさない場合には、当該入札参加者は失格となる。

### **3 事業者の選定方法**

優秀提案者選定のための提案書審査は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な評価を行うために設置している、「大阪市 PFI 事業検討会議」（以下、「検討会」という。）に諮り、検討会委員の意見等を聴いた上で、市が行う。

## 第4 落札者決定手順

本事業における落札者の決定は、次の手順で実施する。

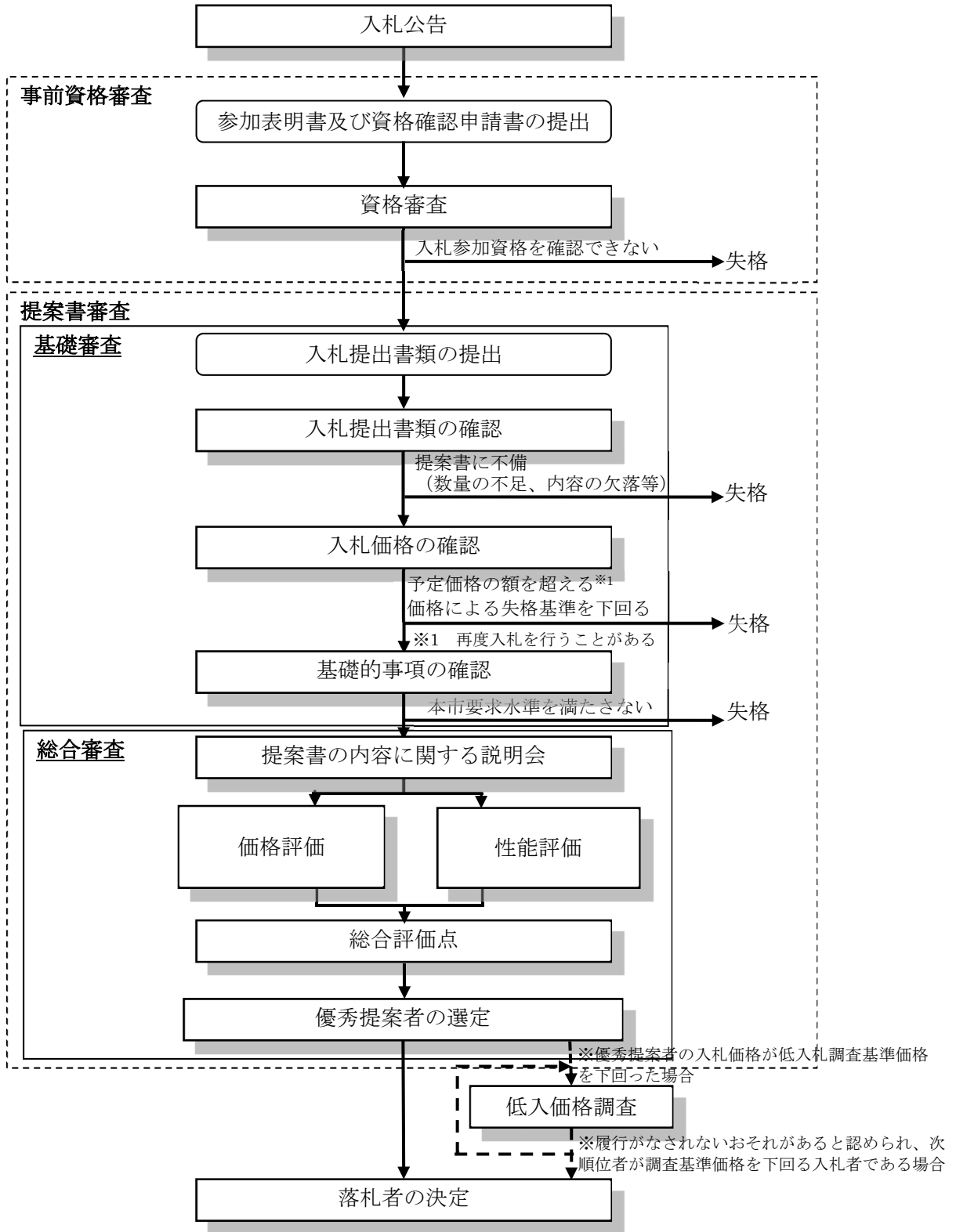


図 1 落札者決定手順

## 第5 事前資格審査

市は、資格確認申請書にて、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

なお、参加資格要件の詳細は、入札説明書「第三章 5 入札参加者の参加資格要件」を参照すること。

## 第6 提案書審査

### 1 基礎審査

#### (1) 入札価格の確認

市は、開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

なお、本入札については入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。また、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合、再度入札を行うことがある。

#### (2) 基礎的事項の確認

市は、入札参加者より提案された提案書の内容について、「様式集」（入札説明書の添付資料）の「様式Ⅲ-1 要求水準チェックリスト」に基づいて、基礎審査項目を満たしていることを確認する。

入札参加者の提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、当該入札参加者は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された者の提案書については、総合審査を行う。

#### (3) 基礎審査結果の通知

市は、入札価格の確認及び基礎的事項の確認を行い、結果を代表企業に対し通知する。入札価格、価格による失格基準及び基礎的事項の全ての要件を満たさない場合は、失格とする。

### 2 総合審査

#### (1) 総合審査の考え方

入札価格（以下、「提案価格」という。）は提案価格として価格評価を行い、また、提案書等に記載された提案内容は性能評価を行う。価格評価と性能評価を合わせて総合審査とする。なお、提案内容を審査する性能評価は、評価過程で検討会委員の意見を聴取した上で、市が実施する。

性能評価については、「(3) 性能評価審査項目の得点化方法」に従って得点化を行い、性能評価点とし、価格評価については「(4) 提案価格の得点化方法」に従い得点化を行い、価格評価点とする。

総合評価点（性能評価点と価格評価点の合計）が最も高い提案を行った入札参加者を、優秀提案者として選定する。

<b>総合評価点（100点） = 性能評価点（60点） + 価格評価点（40点）</b>
--

## （2）性能評価の審査項目及び配点

性能評価の審査項目及び配点は、市が本事業に対して入札参加者の創意工夫や技術力、ノウハウ等の発揮を大いに期待して設定したものである。

加算審査項目の評価基準等については、別表1に示す。

**表 1 性能評価の審査項目と配点**

分類	No.	審査項目	配点	
1. 基本的事項	1	事業実施の事業方針	3	9
	2	事業モニタリング	3	
	3	SPCの運用	3	
2. 設計・建設に関する事項	1	設計・建設期間	3	24
	2	施設計画1	9	
	3	施設計画2	3	
	4	下水汚泥有効利用	6	
	5	施設の安全対策	3	
3. 維持管理・運営に関する事項	1	汚泥量・性状の変動対策	9	18
	2	ユーティリティ	3	
	3	危機管理	3	
	4	計画的維持管理	3	
4. 環境対策	1	環境対策	3	9
	2	温室効果ガス削減	6	
性能評点 合計			60点	

### (3) 性能評価審査項目の得点化方法

性能評価については、評価項目の内容に応じ、「定性評価」と「定量評価」に分けて採点基準を設定する。評価の点数化では、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値を使用する。

定性評価	各評価項目の提案内容に対する定性評価を、前表の審査項目ごとにA～Eの5段階評価により行い、性能評価点を付与する。
定量評価	各入札参加者の提案数値をもとに、事前に公表する算定式に基づき、性能評価点を付与する。

#### ア 定性評価

定性評価は、要求水準に基づく提案内容について、以下に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 2 性能評価審査項目の得点化方法（定性評価）

判断基準	評価	得点化方法
・当該審査項目について特に秀でて優れている点が認められる	A	配点×1.00
・当該審査項目について秀でて優れている点が認められる	B	配点×0.75
・当該審査項目について優れている点が認められる	C	配点×0.50
・当該審査項目についてわずかに優れている点が認められる	D	配点×0.25
・当該審査項目について優れている点が認められない	E	配点×0.00

#### イ 定量評価

提案内容のうち、各入札参加者から数値として提案を受ける項目については、別表2に示す得点化方法により得点を付与する。

### (4) 提案価格の得点化方法

提案価格については、入札価格により評価する。

#### ア 得点化方法

(ア) 入札参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格評価点の満点である40点を付与する。但し、提案価格が、低入札価格調査基準価格を下回る提案価格の場合は、低入札価格調査基準価格を価格評価の提案価格とする。

※ 価格評価を低入札価格基準で算出するもので、入札価格を変更するものではない。

(イ) 他の入札参加者の価格点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。

(ウ) 「評価価格」は、現在価値化せずに提案価格をそのまま用いる。



(エ) 価格の点数化では、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値を使用する。

$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の満点} \times \text{入札最低提案価格} / \text{入札当該提案価格}$
---

## 第7 落札者の決定

### 1 落札者の決定方法

市は、検討会で性能評価及び総合評価点（性能評価点と価格評価点の合計）の確認と意見を聴取した上で、最も高い総合評価点を得た入札参加者を優秀提案者として選定し、落札者を決定する。

2者以上の優秀提案者を選定した場合は、当該優秀提案者のうち性能評価点が最も高いものを落札者とし、性能評価点が最も高いものが2者以上あるときは、当該優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。

優秀提案者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る提案価格である場合は、低入札価格調査を行う。

低入札価格調査の結果、当該契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が高い者（以下、「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、低入札価格調査を行うものとし、根拠資料の提出を求める。提出については市の指示に従うこと。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

なお、低入札価格調査の詳細は、入札説明書「第三章 事業者の募集及び選定に関する事項 4 入札に当たっての留意事項 (11) 低入札価格調査を参照すること。

(例)

	A社	B社	C社	D社	E社
価格評価	40	40	35	35	30
性能評価	55	55	55	45	50
総合評価	95	95	90	80	80
入札価格	低入	低入	低入	通常	通常
順位	1	1	3	5	4

2社によるくじ引き

- ① A社及びB社でくじを引き、当選したA社が低入審査で失格の場合は②へ
- ② B社の低入審査を行い、失格の場合は③へ
- ③ C社の低入審査で失格の場合は④へ
- ④ E社を優秀提案者として選定